



令和8年度 美里町中小企業等 物価高騰支援補助金 申請の手引き

令和8年7月 策定

美里町産業振興課商工観光室



目的

電気料金高騰により経費負担が増す中、地域経済を支える中小企業の安定した事業継続を支えるため、事業者に対し、電気料金経費の一部を補助することにより、経済的負担を軽減し、もって地域の活力維持と地域内消費の活性化につなげることを目的として、補助金を交付するものです。

事業概要

【補助金名】

美里町中小企業物価高騰支援補助金

【交付対象者】

手引き 2 ページに掲載

【補助金額】

中小企業（※） 1 事業者当たり 1 0 万円

小規模企業（※） 1 事業者当たり 3 万円

※ 中小企業基本法第 2 条第 1 項若しくは第 5 項に規定する「中小企業」及び「小規模企業」であり、町内に事務所又は事業所を有するもの。

【申請方法】

電子申請若しくは書類申請

※添付書類については、手引き 3 ページに掲載

【申請期間】

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで

交付対象者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有し、中小企業基本法に規定する中小企業又は小規模企業であること。
- (2) 主たる事業が日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、
C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業、
I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉又はR サービス業のいずれかに該当する事業を営んでいること。
- (3) 事業用太陽光発電のみを行う事業者でないこと。
- (4) 個人で土地・建物等の賃貸のみを行い、その他の事業活動を行っていない事業者でないこと。
- (5) 令和8年4月1日時点で町内で事業を継続して営んでいること。
- (6) 令和8年度以降も町内で事業継続する意思があること。
- (7) 美里町暴力団排除条例（平成24年美里町条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当せず、同条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
- (8) 町税に滞納がない者であること。
- (9) 個人事業主にあっては、直近の確定申告における事業収入が120万円を超えていること。
- (10) 前各項目に掲げるもののほか、補助金の趣旨から適当でないと町長が判断するものでないこと。

申請方法

①電子申請

右のQRコードから申請できます。



②書類申請

申請書及び添付書類をご提出ください。

※申請書様式は、ホームページからダウンロード可能

添付書類

【共通】

補助金振込先預金通帳の写し（通帳の見開き 1 ページ目）

【個人事業主】

- （１）直近の確定申告書（申告書第一表、第二表、収支内訳書）の写し
※ 業種、売上高、町内での事業実態を確認します。
- （２）従業員数（役員除く）が確認できる書類の写し
（労働保険料算定基礎賃金集計表など）
- （３）上記（１）がない場合、業種、売上高、町内での事業実態が確認できる書類の写し（開業届、営業許可書など）

【法人】

- （１）履歴事項全部証明書の写し
※ 業種及び資本金額を確認します。
- （２）従業員数（役員除く）が確認できる書類の写し（労働保険料算定基礎賃金集計表など）
- （３）直近決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の書類、製造原価報告書）の写し
- （４）直近の事業年度に係る法人住民税申告書の写し
※ 町内での事業実態を確認します。
- （５）上記（１）がない場合、業種及び資本金額を確認できる書類の写し（法人事業概況説明書、決算書の貸借対照表など）

想定スケジュール

	7月			8月			9月			10月			11月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
美里町	補助金申請期間														
				7月申請分 受付処理											
							7月申請分 通知書発送・支払処理								
							8月申請分 受付処理						8月申請分 通知書発送・支払処理		
										9月申請分 受付処理					
7月申請者													9月申請分 通知書発送・支払処理		
8月申請者													補助金受領予定		
9月申請者													補助金申請		
													補助金受領予定		

※上記のスケジュールが前後する可能性がありますので、予めご了承ください。

Q & A

Q. 太陽光発電事業を行っていますが、対象になりますか？

A. 事業用太陽光発電のみを行っている場合は、対象外です。他の対象業種の事業と併せて営んでいる場合は、個別にご相談ください。

Q. 個人で貸家を貸していますが、申請できますか？

A. 土地や建物の賃貸収入のみで事業を行っている方は、対象外となります。他の対象業種の事業を主に営んでいる場合は、個別にご相談ください。

Q. 農業者は対象ですか？

A. 農業者は対象外です。ただし、6次産業化により製造業などに該当する場合は、内容により判断されますので、ご相談ください。

Q. 補助金はいつ振り込まれますか？

A. 申請情報は、月ごとに取りまとめ、翌月に申請内容の審査を行い、交付決定に関する通知書を送付します。補助金の交付は、交付決定通知の送付後に支払処理を行い、指定口座に振り込むため、申請から振込まで概ね2か月程度を予定しております。

Q. 中小企業基本法に基づく「中小企業」と「小規模企業」とは？

A. 次のとおりです。（中小企業庁HPを参照）

業種	中小企業（いずれか満たす）		小規模企業
	資本金額	常時雇用する従業員数	常時雇用する従業員数
①製造業、建設業、運輸業、その他産業（②～④除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q. 常時雇用する従業員の定義は？

A. 中小企業基本法上の常時雇用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」（パート、アルバイト、派遣社員なども含み）とされています。

会社役員及び個人事業主は、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、従業員に該当しません。

また、以下①～④のいずれかに該当する場合は、該当しません。

- ①日雇いの者
- ②2か月以内の期間が定められている者
- ③季節的業務に4か月以内の期間が定められている者
- ④試用期間中の者

Q & A

Q. 1社で複数の事業を行っている場合、主たる事業は何で判断すればよいか。

A. 複数の事業のうち、売上高が多い事業を主たる事業とします。その場合は、事業ごとの売上高が分かる書類も添付願います。

Q. すでに国の重点支援地方交付金を活用した補助金を受け取っていますが、当該補助金の交付も受けることはできますか？

A. 国の重点支援地方交付金を活用した補助事業にて、電気料金の物価高騰分に対する補助を受けている場合は、交付することはできません。

提出先・問合せ先

美里町産業振興課商工観光室
(起業サポートセンターKiribi内)

住 所：遠田郡美里町牛飼字御蔵新田 9 3 - 4
電 話：0 2 2 9 - 2 5 - 3 3 2 9

▼美里町産業振興課商工観光室 (Googleマップ)



▼町ホームページ (中小企業等物価高騰支援補助金)

